

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の特例に関する規程を次のように定める。

令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会事務局処務規程の特例に関する規程

- 1 職員課（人事委員会規則二―一（人事委員会事務局の組織）第二条第一項に規定する職員課をいう。）の課長（同規則第四条第四項に規定する課長をいう。）（以下「職員課長」という。）は、人事委員会規則二―三（事務局長に対する権限の委任）第二条ただし書の規定による権限の留保（以下「権限の留保」という。）をしている間、人事委員会事務局処務規程（昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号）第二条の規定にかかわらず、同条第一項に掲げる事務、同条第二項で専決することができるとされた事務及び権限の留保をした事項に係る事務を専決し、これらに係る事務に従事するものとする。
- 2 前項の規定により職員課長が専決した事務のうち、異例又は特に重要と認められるものについては、人事委員会の次の会議においてこれを報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令は、権限の留保が終了した日限り、その効力を失う。